

《ヤマダLABIカード会員特約》

第1条（ヤマダLABIカードとは）

ヤマダLABIカード（以下「本カード」と称します。）は、株式会社ヤマダLABIカード（以下「ヤマダLABIカード」と称します。）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します。）が提携して発行するカードであり、セゾンが提供するクレジットカードサービス、並びにヤマダLABIカードが提供する特典及び諸サービスが受けられるカードをいいます。

第2条（会員資格）

1. 申込者は、セゾンが提供するクレジットカードサービス等についてはUCカード会員規約、ヤマダLABIカードが提供する特典及び諸サービスについては、ヤマダLABIカード並びにセゾン（以下一括して「両社」と称します。）が定める本特約及びヤマダLABIカードが定めるヤマダポイントカード会員口座ご利用規定（以下「ポイント規定」と称します。）の内容を承認の上、両社が定める共通の入会申込書等所定の方法にて、両社に入会を申し込むものとします。
2. 両社が本カード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、両社が承諾をした日に成立するものとします。本人会員は、UCカード会員規約に定める会員資格（以下「セゾンの会員資格」と称します。）と本特約に基づく資格（以下「ヤマダLABIカード会員資格」と称します。）を有するものとします。
3. 本人会員が、カード利用についてUCカード会員規約及び本特約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方を家族会員とします。
4. セゾンは、本人会員、家族会員（以下両者を「会員」と称します。）に対し、本カードを貸与するものとします。

第3条（カードの年会費）

本カード（一般）については、UCカード会員規約第3条第1項が適用されません。

第4条（年会費）

1. 本人会員は、カード入会の次年度以降、年毎に所定のヤマダポイントの年会費を支払うものとします。但し、会員が前年度に本カードのご利用がある場合には、本人会員は該当する年の年会費の支払いを免除されるものとします。なお、年度とはカード入会をした日の属する月の1日から1年間を指します。
2. 前項の規定は2010年5月1日以降に本カード（一般）に申し込み、会員となられた方に適用されます。

第5条（特典及びサービスの利用）

1. 会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、ヤマダLABIカードが提供する特典及びサービスを受ける場合、ヤマダLABIカード所定の方法でその提供を受けるものとします。
 - (1) ポイントサービス
会員が本カードにより「ポイント規定」で定める使用可能店舗で信用販売を受ける商品・役務等の購入金額については、ヤマダLABIカード所定の率でヤマダポイントを付与します。なお、家族会員のカード利用によるヤマダポイントは家族会員に付与されます。
 - (2) ポイントの付与日
「ポイント規定」で定める使用可能店舗でのお買い物に対するポイントはお支払の都度付与いたします。

第6条（会員資格の喪失）

1. ヤマダLABIカードは、会員がヤマダLABIカード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずにヤマダLABIカード会員資格を喪失させることができるものとします。
2. 会員が本条第1項によりヤマダLABIカード会員資格を喪失した場合、セゾンは当該会員のセゾン会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 会員は、セゾンの会員資格を取り消された場合は、ヤマダLABIカード会員資格を喪失するものとします。
4. 本条第2項または第3項により、セゾンが本カードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

第7条（債権譲渡）

申込者は、セゾンが本人会員に対するカード債権を必要に応じて金融機関またはその他の会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び受けることを予め承諾するものとします。

第8条（本規約の変更等の準用）

1. UC会員規約第20条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第20条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 ヤマダLABIカード特約

第1条（適用）

株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します。）が株式会社ヤマダLABIカード（以下「ヤマダLABIカード」と称します。）と提携して発行するヤマダLABIカード（以下「本カード」という）の会員（以下「会員」という）については、UCカード会員規約「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条（個人情報の提供・利用）

会員は、セゾンが保護措置を講じた上で以下の個人情報をヤマダLABIカードへ提供し、ヤマダLABIカードが以下の目的で利用することに同意します。

[利用目的]

- 本カードの機能・サービス及びヤマダLABIカードが提携する企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理
- 本カードの機能・サービス及びヤマダLABIカードが提携する企業の事業に関する、市場調査、商品開発

[提供する個人情報]

- 本カード申込時に会員が届出た氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、学校名、年収、婚姻区分、家族構成、居住状況、Eメールアドレス及び、UCカード会員規約第14条により届出た前記事項に関する変更情報
- ヤマダLABIカードが提携する企業の店舗・施設等における購入日・代金等の会員の購入に関する情報

第3条（個人情報の提供期間）

セゾンがヤマダLABIカードに個人情報を提供する期間は、原則として契約期間中及び契約終了後5年間とします。なお、ヤマダLABIカードにおける個人情報の利用期間については、ヤマダLABIカードの後記問い合わせ・相談窓口までお問い合わせください。

第4条（共同利用）

ヤマダLABIカードは、株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダ」という）及びヤマダホールディングスグループ（以下「共同利用会社」という）と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。個人情報の管理についてはヤマダLABIカードが責任を負います。住所及び代表者についてはヤマダLABIカードのホームページ（株式会社ヤマダLABIカード（labicard.com））に常時掲載しております。

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しては、後記のヤマダLABIカード問い合わせ・相談窓口までお願い致します。

[利用目的]

- 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関するサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理
- 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関する市場調査、商品開発

[共同利用する個人情報の項目]

- 第2条によりヤマダLABIカードがセゾンから提供を受けた個人情報
- セゾンから提供を受けた個人情報以外で会員がヤマダLABIカードに届出た事項
ヤマダホールディングスグループ店舗・施設等における購入日・代金・商品名等の会員の購入に関する情報

[共同利用会社]

以下のホームページ

グループ会社一覧（<https://www.yamada-holdings.jp/group/>）に掲載するヤマダホールディングスグループ会社

【問い合わせ・相談窓口】

株式会社ヤマダLABIカード
群馬県高崎市栄町1-1 12階
TEL 027-345-8850

第5条（特約の変更）

ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定

1. 株式会社ヤマダLABIカード（以下、「ヤマダLABIカード」と称します。）と株式会社クレディセゾンが提携して発行する「ヤマダLABIカード」（以下、「本カード」と称します。）はヤマダポイント口座会員（以下「会員」と称します。）であることを証明するものです。第13項に定める使用可能店舗でお買い物の際には、精算頂く前に必ず係員にご提示下さい。店頭でのPOS・コンピュータで会員特典を提供させて頂きます。カードのご提示がない場合は、会員特典のご利用はできませんのでご注意ください。ポイントの利用は、次回以降となります。
2. 会員が、本カードの会員資格を喪失した場合又はヤマダLABIカード会員規約に定める年会費をお支払いいただかない場合には、その理由に拘わらず、ポイントは全て失効されます。会員はそれを予め承諾したものとします。
3. 本カードのご利用は会員ご本人に限ります。他人への貸与や譲渡・売買はできません。カードの紛失、盗難などによるポイント失効につきましては、ヤマダLABIカードは一切その責任を負いかねます。
4. 会員特典として、お買い上げ時に、商品、商品価格に応じてポイントを提供し、会員口座に振り込みます。ポイント特典は、代引きお買い上げ、お振込み等による販売、および値引きのある場合にはございません。又、商品価格が少額で、1ポイント未満の場合は、割愛させて頂きます。会員口座に振込まれたポイントは、次回お買い物時にカードをご提示頂きますと、1ポイント=1円でお支払いの一部に充当することができます。但し、初回ポイントのご利用は翌日からとさせて頂きます。又、口座に蓄えておくこともできますので、ご利用方法を係員にお申し付け下さい。ポイントのお支払いへの充当は、現金、デビットカード、クレジット、ローン販売時に限ります。カードをご提示頂きお買い上げ登録すると、レシートに会員口座の残高（ポイント残高）を表示致します。
5. 会員口座にお預かりしているポイントは、お支払いの一部に充当することができますが、ポイントの釣り銭、換金は致しませんので、ご注意ください。
6. 会員口座にお預かりしたポイントのご利用有効期限は最終ご利用日から1年間とします。最終利用日より1年ご利用のない場合、お預かりしたポイントはクリアされ失効します。なお、オンライン等に障害が生じた場合、一時的にカードのご利用ができなくなることもあります。予めご了承下さい。
7. 通常のポイントの他、特別ポイントサービスも実施させて頂きます。特別ポイントサービスについては、有効期間や利用方法が通常ポイントと異なる条件となる場合がございますのでご了承ください。詳しくは店頭係員にお問い合わせ下さい。
8. カード利用購入商品のご返品は、レシートと共に、必ずカードをご提示下さい。
9. 複数枚のカードをお持ちの場合、たまったポイントのご使用は1枚のみとさせて頂きます。複数枚カードのポイントの1本化はできません。
10. お支払い方法、商品により、進呈するポイントが異なります。貯まったポイントでのお買い物は、ポイント加算対象外となります。内金を頂いて商品をご注文頂いた場合の、残金に対してのポイント加算は致しません。また残金に対してのポイントでのお支払いはできませんので、ご了承下さい。ポイント対象外商品・部品もございますので、店頭にてご確認ください。また、1回のお買い物でポイントのご利用限度額は、上限を10万ポイントとさせて頂きます。
11. ヤマダLABIカードは、このカードプログラムおよび規約の内容を予告なしに変更・中止できる権利を有しております。会員は、それを予め承諾したものとします。
12. 会員口座ご利用規定に変更があった場合、第13項に定める使用可能店舗の店頭にてお知らせ致します。
13. 使用可能店舗は国内のヤマダホールディングスグループ店舗といたします。（一部店舗を除きます。）
14. カードをお持ちであっても同業者の方にはご利用をお断りすることがございます。

ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定 個人情報同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

会員は、株式会社ヤマダLABIカード（以下「ヤマダLABIカード」と称します。）が会員の個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下の通り、株式会社ヤマダホールディングス及びヤマダホールディングスグループ（以下、一括して「提携企業等」という）と共同して取り扱うことに同意致します。

（1）ポイントカードサービスの運営上、以下の個人情報を収集・利用していく事。

- ① 会員カードの利用内容・利用履歴（購買履歴を含む）
- ② 氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申し込み時に届け出た事項

（2）以下の目的のために、上記（1）の②個人情報を利用する事。

- ① カードの機能・付帯サービスの提供
- ② 提携企業等の営業案内・DMの送付
- ③ マーケティング活動・商品開発
- ④ 商品配送および商品設置工事

ただし②に関して会員から中止を申し出られた場合には、提携企業等の業務上支障のない範囲で、これを中止致します。

（3）ヤマダLABIカードが個人情報の提供に関する契約を締結した提携企業等が、会員に提携企業等のサービス等を提供するため、個人情報のうち、（1）①および②の個人情報を提携企業等と共同利用する事。

（4）ヤマダLABIカードが本業務を委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に預託する事。

第2条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、ヤマダLABIカードおよび提携企業等（以下、「両社」と称します。）に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求する事が出来ます。
2. 万一登録内容が不正確または誤りがあった場合、または本カードの利用停止の申し出がありました場合、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。（なお、本条についてのお問い合わせ・お申し出の窓口は、本規約末尾に記載してございます。）

第3条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

提携企業等は、会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾されない場合は、ご入会をお断りする事や退会の手続きをとる場合があります。なお、第1条2項に定める提携企業等の営業案内・DM配布に対する中止のお申し出があっても、ご入会をお断りする事や、退会の手続きをとる事はございません。

第4条（入会申し込みの事実の利用）

ヤマダLABIカードがご入会を承諾しない場合であっても、入会申し込みをされた事実が存在した場合、承諾をしない理由の如何を問わず、第1条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはございません。

【問い合わせ・相談窓口】

株式会社ヤマダLABIカード
群馬県高崎市栄町1-1 12階
TEL 027-345-8850